

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第 3 に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金（⑥に掲げる場合にあつては令和 3 年 6 月 30 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を</u></p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第 3 に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金（⑥に掲げる場合にあつては<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 2 条の期間に</u>貸付けの決定を行ったものに限る。）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により</u></p>

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>有することが新たに報告されたものに限る。)である感 染症をいう。以下同じ。)により資金繰りに著しい支障 を来していること又は来すおそれがあること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額について は、既往の貸付残高と通算して 1,200 万円（ただし、農林 漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると 認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）に あっては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収 益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすること ができる。）。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和 3 年 3 月 31 日までの間、⑥については令和 3 年 6 月 30 日まで の間、⑦及び⑧については令和 4 年 3 月 31 日までの間に貸 付けの決定を行ったものに限る。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれ があること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額について は、既往の貸付残高と通算して 1,200 万円（ただし、農林 漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると 認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）に あっては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収 益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすること ができる。）。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>なお、本特例の適用は、①から⑤までについては令和 3 年 3 月 31 日までの間、⑥については<u>新型コロナウイルス感 染症を指定感染症として定める等の政令第 2 条の期間</u>、⑦ 及び⑧については令和 4 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決 定を行ったものに限る。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則（令和 3 年 2 月 12 日 2 経営第 2866 号）

この通知は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。